

役員選考委員会に関する内規

1. 本会の会長および代議員を選出するために、代議員会のもとに役員選考委員会を設置する。
2. 委員会は、代議員会が正会員のうちから選任した 6 名以上 8 名以内の委員をもって組織する。
3. 委員会の委員長は、委員の互選にて選出する。
4. 会長、副会長は、オブザーバーとして委員会に出席することができる。
5. 委員会は、所定の期日までに会長および代議員の選任候補案を作成する。
6. 委員会は、選任候補案に該当する本人の意思確認をする。
7. 委員長は、それぞれの選任候補案を代議員会に提案する。
8. 代議員会は、委員長から提案された選任候補案を審議し、会長および代議員を選出する。
9. 委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、原則としてその定数のうち半数は一期までとする。
10. この内規の改廃は、代議員会の議を経るものとする。
11. この内規は、令和 5（2023）年 4 月 1 日から施行する。